

郵便往復はがき(往信)

料金別
郵便

複数回に分けて発送しており、以下の発送月、期限のものがあります。

発送月：令和2年1月、令和2年2月

期限：令和2年2月14日(金)

令和2年2月21日(金)

令和2年2月28日(金)

〒〇〇〇—
〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

対象建物所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
○○
○○



管理番号：000000

重要

PCBを含む安定器の保有に関する調査

調査実施者：三重県庁 廃棄物・リサイクル課
受託事業者：株式会社ゼンリン 津営業所
差出人・本調査の問い合わせ先
三重県 PCB 調査事務局
〒514-0013
三重県津市海岸町4番12号
電話番号 **0120-310-588** (フリーダイヤル)
受付期間 令和2年3月13日まで、
土曜、休日、祝日は除く 8:30~17:15

「PCBを含む安定器の保有に関する調査」のお願い

日ごろから三重県環境行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年度より当県で実施している「PCBを含む安定器の保有に関する調査」について、あなた様から未だご回答をいただいております。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む安定器は、処理期限（令和3年3月31日）が迫っております。

ついては、所有状況を把握させていただくため、ご多忙のところ恐れ入りますが、返信はがきにご記入のうえ**令和2年1月15日（水）までに**三重県へご回答くださいますようお願いいたします。

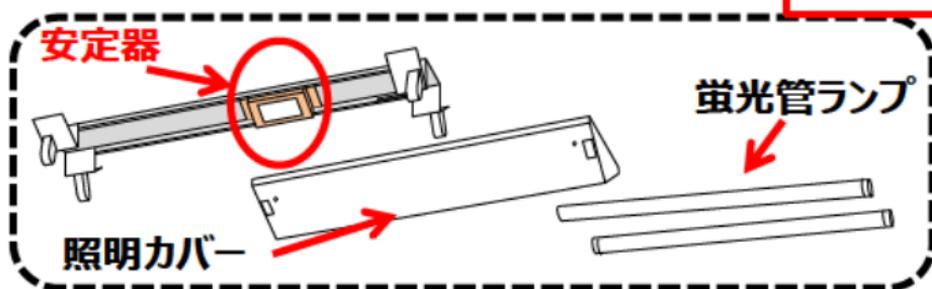
また、PCBの有無の確認に時間を要する場合は、その旨を三重県PCB調査事務局までご一報ください。

なお、本文書と行き違いでご回答いただいている場合はご容赦ください。

令和元年12月

三重県知事 鈴木 英敬

印



**安定器は、照明器具に使用されています。
上図は、蛍光灯の模式図です。**



郵便往復はがき(返信)

料金受取人払郵便



〒514-8703

差出有効期間
令和2年3月
23日まで
(切手不要)

(受取人)

三重県津市広明町13番地

三重県庁 廃棄物・リサイクル課PCB担当 行

管理番号〇〇〇〇〇〇

法律の期限を越えて PCB を所持していた場合には、法律に基づく行政処分など不利益が想定されますので、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。



PCB を含む安定器の保有に関する調査票

以下の各設問の「はい」又は「いいえ」に○印を記入して下さい。

問1. 昭和52年3月以前に建築された建物を持っていますか？

はい・いいえ（調査終了）

問2. 問1で「はい」と回答した建物は事業用または共同住宅ですか？※過去も含む

はい・いいえ（調査終了）

問3. 問2で「はい」と回答した建物は、昭和52年4月以降に、全ての照明器具を交換し、処分していますか？

はい（調査終了）・いいえ

問4. PCBが含まれた安定器を設置または保管している。

はい・いいえ

調 査 票 記 入 者

記入日	令和	年	月	日
氏名(事業者名)				
住所				
電話番号	—			—